

**うるま市火葬場整備事業
【設計・建設工事】**

要求水準書

令和 5 年 11 月 15 日

沖縄県うるま市

目次

1 総則	1
(1) 本要求水準書の位置付け	1
(2) 要求水準書の変更	1
2 事業実施に当たっての基本的事項	2
(1) 事業の内容	2
ア 事業方式	2
イ 契約の形態	2
ウ 整備期間	2
エ 業務内容	2
(2) 建設地等に関する事項	3
ア 公共施設等の概要	3
イ 位置図等	4
ウ 土壤汚染	4
エ 埋蔵文化財	4
(3) 法令、要綱・基準類等	4
ア 遵守すべき法令等	4
イ 適用すべき要綱・基準類等	6
ウ 積算基準	7
エ その他	7
3 事業実施に関する要求水準	8
(1) 施設整備方針	8
(2) 施設整備要件	9
ア 基本要件	9
(3) 建築施設整備要件	10
ア 基本要件	10
イ 建物の構造	11
ウ 仕上げ計画	11
エ 施設概要	12
(4) 建築付帯設備要件	16
ア 基本要件	16
イ 電気設備	17
ウ 機械設備	20
(5) 設計業務	21
ア 業務の対象	21
イ 設計計画書の提出	21
ウ 設計内容の協議等	21

エ	進捗状況の管理	21
オ	設計の変更について	22
カ	業務の報告及び設計図書等の提出	22
キ	留意事項	23
(6)	建設業務	23
ア	業務の対象	23
イ	基本要件	23
ウ	着工前の業務	23
エ	整備期間中の業務	24
オ	完成後の業務	24
カ	各種申請及び資格者の配置	26
(7)	工事監理業務	26
(8)	備品等整備業務	26
(9)	施設に係る環境保全等対策業務	26
ア	基本要件	26
イ	周辺生活環境の保全に係る基準	26
(10)	整備事業に係る各種許認可等申請	28
(11)	外構整備業務	28
(12)	本事業の建設期間中における事業用地の切盛土部分及び周辺のモニタリング	28
(13)	本事業実施期間中の保険	28

■資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	事業区域図
資料 3	周辺インフラ整備概略図
資料 4	地質調査報告書
資料 5	事業者が設置する備品リスト
資料 6	性能試験の項目及び手法
資料 7	過去 5 年間の火葬件数
資料 8	うるま市火葬場整備基本計画

■配付一覧

下表の資料について、希望者に CD-R を配布する。希望する場合は、予め市と日時を調整すること。

配付場所：うるま市 都市建設部 建築工事課 施設整備第一係 担当：諸見

配付期間：令和 5 年 11 月 16 日（木）～令和 5 年 11 月 22 日（水）

ただし、うるま市の休日を定める条例に定める市の休日を除く

配付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	事業区域図
資料 3	周辺インフラ整備概略図
資料 4	地質調査報告書
資料 5	事業者が設置する備品リスト
資料 6	性能試験の項目及び手法
資料 7	過去 5 年間の火葬件数
資料 8	うるま市火葬場整備基本計画

用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。また、今後本事業に関連する書類についても同様とする。

市：うるま市をいう。

本 事 業：うるま市火葬場整備事業【設計・建設工事】及び【火葬炉設備工事】それぞれに関連する書類上において、対象とする事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設されるうるま市火葬場及び関連する付属棟等をいう。

火 葬 炉 設 備：本施設のうち、火葬に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうち火葬炉を除く建築物及び建築附帯電気設備、建築附帯機械設備、外構等を総称していう。

建 施 設 地：本事業を実施する区域をいう。

事 業 者：本事業に関わる全ての企業をいう。

建 築 事 業 者：市と設計・建設工事請負契約を締結し、建築関係の事業を実施するものによる共同企業体をいう。

火葬炉設備事業者：市と火葬炉設備工事請負契約を締結し、火葬炉設備の事業を実施する企業をいう。

1 総則

(1) 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、うるま市が実施するうるま市火葬場整備事業【設計・建設工事】において、応募者が行う業務について、要求する性能の水準を示すものである。

(2) 要求水準書の変更

市は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、建築事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

2 事業実施に当たっての基本的事項

(1) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、設計施工一括発注（デザインビルド／Design Build：D B）方式により実施することで民間ノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図るものとする。

イ 契約の形態

市は、本施設の設計・建設業務等（火葬炉設備に関するものを除く）を一括で請け負わせるために、優先交渉権者を選定設計・建設事業者として、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約に係る手続きを開始し、市議会の議決を経て契約を行うものとする。なお、協議後には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

ウ 整備期間

造成設計：令和6年7月～令和6年10月（4か月）

基本設計、実施設計、関係法令許認可手続き等

：令和6年9月～令和7年8月（12か月）

造成工事：令和7年8月～令和7年11月（4か月）

整備工事：令和7年12月～令和9年1月（14か月）

ただし、供用開始後の火葬炉設備の性能確認に伴い、設備機器等の調整が生じた場合には、対応を依頼する可能性がある。

エ 業務内容

建築事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。ただし、各種取り合いや調整については火葬炉設備事業者と十分協議を行い不足のないよう事業を進めること。

（ア）本施設の設計・建設業務（火葬炉設備に関するものを除く）

- ・整備事業に係る調査業務*
- ・設計業務（造成設計を含む）
- ・建設業務（造成工事を含む）
- ・工事監理業務
- ・本事業の建設期間中における事業用地の切盛土部分及び周辺のモニタリング
- ・備品等整備業務
- ・施設に係る環境保全等対策業務
- ・整備事業に係る各種許認可等申請業務
- ・稼働準備業務
- ・その他本事業の設計・建設上必要な業務

*建築事業者は市から提示する調査結果の他にも必要であれば事前調査を行うこと。

(2) 建設地等に関する事項

ア 公共施設等の概要

(ア) 建設地の概要

項目	内容
所在地	うるま市字具志川1508他
敷地面積	約5,286m ²
区域・区分	都市計画区域（非線引き区域） (都市計画法第29条第1項第3号及び令第21条により開発許可不要)
用途地域	指定なし
条例による用途地域	特定用途制限地域：集落環境保全地区
防火地域	指定なし
道路斜線制限	勾配 1.5、適用距離 20m
隣地斜線制限	勾配 2.5、高さ 20m
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さ制限等	指定なし
日影規制	なし
都市施設	火葬場
森林法	普通林：事業区域が1ha未満であるため森林法第10条の2で定められた許可が必要となる開発行為の対象外
土壤汚染対策法	3,000m ² 以上の土地の形質の変更を伴う事業であるため、建築事業者にて届出を行う ただし、届出後に調査命令が出た場合は費用負担を含めて協議とする
その他	うるま市景観計画：緑・農地・集落 高さ制限12m以下

(イ) うるま市火葬場の施設概要

項目	内容
構造	鉄筋コンクリート造（若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造）
建築面積	1,500 m ² 以上（底部等除く） ※+10%程度までを想定
延床面積	2,800 m ² 以上 ※+10%程度までを想定
火葬炉（人体炉）	5炉（予備炉1炉含む）
火葬部門	告別・収骨室（2室）、炉作業室、中央監視室、灰処理室、灰処理室、灰貯蔵室、倉庫など
待合部門	待合ホール（ロビー）、待合室（4室）、控室、トイレ、給湯室、授乳室、キッズルーム（コーナー）など
管理部門	エントランスホール、受付、事務室、休憩室、トイレ、業者控室、各種機械室、自販機コーナーなど
その他	合併処理浄化槽、オイルタンク、屋外喫煙所（屋根付き）、駐車場、フェンス、門扉、排水設備、植栽など

(ウ) インフラ整備状況の概要（令和 5 年 11 月現在）

項目	内容
道路	県道 8 号栄野比具志川線 上記より接続道路にてアプローチ ※建築基準法 42 条 1 項 3 号
上水道	未整備 整備エリアから事業区域までの引込に係る申請を速やかに行うこととし、提案前に建築事業者にて確認すること。 (申請費用は市にて負担) 工事用水道についても同様とし、仮設用水道での対応も考慮すること。
下水道	未整備地区のため合併処理浄化槽にて処理
電力	引込に係る申請を速やかに行うこととし、提案前に建築事業者にて確認すること。 (申請費用は市にて負担) ※ 工事用電力についても同様とし、仮設用電源での対応も考慮すること。
電話等通信	電力柱に共架予定 ※電力条件と同様とする。
ガス	都市ガスなし（火葬用燃料は灯油にて対応）

イ 位置図等

※■資料一覧 資料 1 を参照のこと。

ウ 土壤汚染

土壤汚染対策法の規定に基づいた届出を行うこと。

エ 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを確認済。

(3) 法令、要綱・基準類等

ア 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）

- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（最終改正平成 30 年 6 月 13 日法律第 45 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・うるま市環境基本条例（平成 25 年 12 月 24 日条例第 45 号）
- ・沖縄県生活環境保全条例（平成 20 年沖縄県条例第 43 号）
- ・環境負荷低減のための行動指針（平成 21 年 10 月 1 日施行）
- ・沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日沖縄県条例第 77 号）（改正平成 30 年 10 月 1 日）
- ・沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成 13 年 8 月 3 日沖縄県条例第 87 号）
- ・沖縄県環境影響評価技術指針（平成 13 年 10 月 2 日告示第 678 号）
- ・沖縄県建築基準法施行条例、同施行規則
(昭和 47 年 5 月 27 日条例第 83 号)（改正令和 3 年 2 月）
- ・うるま市建築基準法施行細則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 35 号）
- ・うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例
(平成 23 年 12 月 20 日条例第 25 号)

- ・うるま市景観条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 5 号）
- ・うるま市景観計画（平成 23 年 3 月 28 日うるま市告示第 36 号）
- ・うるま市火災予防条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 159 号）
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例（平成 9 年沖縄県条例第 5 号）
- ・沖縄県赤土流出防止条例（平成 6 年 10 月 20 日沖縄県条例第 36 号）
- ・沖縄県屋外広告物条例（昭和 50 年 4 月 7 日条例第 28 号）
- ・うるま市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 28 号）
- ・うるま市電波障害防止建築指導要綱（平成 22 年 3 月 29 日告示第 57 号）
- ・うるま市公害防止条例（平成 22 年 6 月 29 日条例第 15 号）
- ・騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等
(平成 24 年 3 月 31 日告示第 28 号)
- ・騒音に係る環境基準の地域類型の指定に係る告示（うるま市）
(平成 31 年 4 月 26 日告示第 114 号)
- ・騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（うるま市）
(平成 31 年 4 月 26 日告示第 115 号)
- ・振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等
(平成 24 年 3 月 31 日告示第 27 号)
- ・振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（うるま市）
(平成 31 年 4 月 26 日告示第 116 号)
- ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（うるま市）
(平成 24 年 3 月 30 日うるま市告示第 64 号)
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・その他、本事業の業務に関する関係法令等振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等を定める告示

イ 適用すべき要綱・基準類等

本事業の実施にあたり、本要求水準に特記しているもの以外については、以下にあげる国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の図書及び市の仕様書・説明書を基準とする。

なお、基準等はいずれも入札時点での最新版を適用すること。

- ・建築設計基準及び同資料
- ・建築構造設計基準及び同資料
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・土木工事共通仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築工事標準詳細図

- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の環境保全基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
- ・機械・電気設備工事一般仕様書 令和5年度版
- ・構内舗装・排水設計基準及び同資料
- ・建築工事設計図書作成基準及び同資料
- ・営繕工事写真撮影要領
- ・「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・営繕工事電子納品要領
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編・営繕工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・沖縄県建築設計業務委託共通仕様書
- ・沖縄県建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・現場説明書、一般仕様書
- ・その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

ウ 積算基準

- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・公共建築工事内訳書標準書式
- ・その他、本事業の業務に関する積算基準等

エ その他

上記アからウまでに関する全ての関連施行令・規則・基準等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係法令及び市条例についても遵守のこと。

3 事業実施に関する要求水準

本事業実施に関する要求水準を次に示す。なお、建築事業者は市が公表する【火葬炉設備工事】に関する要求水準書も同様に確認すること。

(1) 施設整備方針

施設整備の基本コンセプトは以下となる。

方針1 故人を想い、旅立ちを見送ることに相応しい施設づくり

- ・葬送行為の地域特性及び遺族や会葬者へ配慮するとともに、死者の尊厳を重んじ、落ち着きと安らぎを感じながら故人の旅立ちを見送ることができる施設とする。
- ・室内は厳粛かつ静謐な空間とし、四季折々の景色や光、緑など自然との調和を考慮した明るく清潔なデザインとする。
- ・屋外はこの地域の在来種や自生種などを主に採用し、四季が感じられる緑や自然に囲まれた、安らぎを与える葬送空間を創る。

方針2 遺族や会葬者が安全・安心に利用できる施設づくり

- ・「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「沖縄県福祉のまちづくり条例」に準拠するとともに、誰もが安全・安心に利用できる、人にやさしいユニバーサルデザイン^{*1}を採用した施設とする。

方針3 周辺環境に配慮し、環境への負荷も低減する施設づくり

- ・外観を周りの景観と調和させるとともに、最新の技術を採用した火葬炉や省エネルギーに配慮した設備を導入することなどによって、環境性能に優れた施設とする。
- ・自然採光や自然通風など自然エネルギーの有効活用を考慮した環境にやさしい施設とする。火葬による排出ガス、悪臭、騒音、振動等は基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置する。

方針4 災害に強く、安定した火葬継続が可能な施設づくり

- ・被災時に都市インフラ機能が停止した場合であっても、被災後3日目までは安定して火葬が継続できるように非常用発電設備やオイルタンク等を備えた施設とする。

方針5 再生可能エネルギー（太陽光発電）設備導入による持続可能な施設づくり

- ・省エネルギー設備だけでなく、再生可能エネルギー（太陽光発電）設備を導入（創エネルギー）することで、消費エネルギーを抑えた持続可能な施設とする。

*1：ユニバーサルデザインとは、障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、だれもが使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

(2) 施設整備要件

ア 基本要件

(ア) 動線計画

- ・動線は、靈柩車から柩運搬車への遺体の移動、告別、納棺、火葬、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、葬送儀式のスムーズな進行を確保し、葬送儀式の独立性、プライバシーに配慮した計画とすること。
- ・靈柩車・柩運搬車、遺族、会葬者、業務関係者の目的別に動線を明確にすること。

(イ) 配置計画

- ・周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを作成すること。
- ・県道8号栄野比具志川線及び周辺からの景観について、施設を見えにくくするとともに、見えかたに配慮し、適切な配置や植栽計画等を提案すること。
- ・うるま市火葬場供用開始後にうるま斎苑の解体・除却・造成工事となることを考慮した配置計画とすること。なお、本事業とは別事業として、うるま斎苑を解体・除却し、うるま市火葬場の事業区域として一体的に利用するための造成工事を実施する予定である。

(ウ) 外構計画

- ・周辺の日常的風景との調和を図ること。
- ・周辺生活環境の保全に配慮し環境緑地の整備、四季の彩りを感じられるような花木の植樹を計画すること。
- ・適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。なお、雨水の放流先は造成工事で整備する側溝・枠等も含めて計画することを基本とする。
- ・建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。
- ・夜間や休業日に、敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵(h=1.8m)を設ける計画とすること。
- ・門扉については、斎場の場にふさわしいものを設ける計画とすること。設置場所については、接続道路から事業範囲への車両の主要出入口(幅員約8m)とし、詳細な位置は設計時に協議し決定する。
- ・専用接続道路以外に工事用道路等を築造することはできない。
- ・うるま市景観計画の基準である緑地率20%又は緑被率30%を満たす緑地を計画すること。ただし、事業範囲南側の現状残置部分を緑地・緑被率の算定に加えてもよい。
- ・県道8号栄野比具志川線からの建物が見えにくくなるよう、高木・中木を効果的に配置すること。
- ・うるま市火葬場供用開始後にうるま斎苑の解体・除却・造成工事となることを考慮した外構計画とすること。なお、本事業とは別事業として、うるま斎苑を解体・除却し、うるま市火葬場の事業区域として一体的に利用するための造成工事を実施する予定である。

- ・うるま市火葬場供用開始時の外構計画及び、うるま斎苑解体・除却・造成工事後の外構計画の両方を提案することとし、円滑に造成工事ができるようにそれぞれのレベル計画及び囲障計画図を作成すること。

(エ) 駐車場計画

- ・駐車場は歩行者、自動車の動線分離を基本とし、利用者の安全を確保すること。
- ・構内道路については、施設のメンテナンスなども考慮し、十分な幅員で整備すること。
- ・うるま市火葬場供用開始後にうるま斎苑の解体・除却・造成工事となることを考慮した駐車場計画とすること。なお、本事業とは別事業として、具志川火葬場を解体・除却し、うるま市火葬場の事業区域として一体的に利用するための造成工事を実施する予定である。
- ・うるま市火葬場供用開始時の駐車場計画及び、具志川火葬場解体・除却・造成工事後の駐車場計画の両方を提案することとし、円滑に造成工事ができるようにそれぞれの駐車場計画図を作成すること。

(オ) インフラ整備計画

- ・各インフラは、インフラ整備状況の表のとおりであり、建築事業者の責任において各インフラ事業者、管理者と協議し、引込施設を整備すること。

(3) 建築施設整備要件

ア 基本要件

- ・だれもが安心して利用できる施設とし、わかりやすい平面構成とすること。
- ・施設の設計にあたっては、だれもが円滑な移動ができる等に配慮した法令・基準等を遵守すると共に、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をおこなうこと。
- ・対象の範囲として、だれもが利用しやすいように考慮すること。
- ・靈柩車到着から告別、待合、収骨に移動する遺族、会葬者同士及び職員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう計画すること。
- ・遺族、会葬者にとって、わかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。
- ・諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりを考慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- ・太陽光等の自然エネルギーの積極活用による省エネルギー及び省資源対策、ライフサイクルコストを十分考慮した耐久性の高い施設となるよう計画すること。ただし、太陽光発電設備に関しては自家消費型とし、容易にメンテナンスできるよう配慮すること。
- ・周辺生活環境の保全上の支障が生じないように計画すること。
- ・施設の階数は、建築事業者の提案とする。
- ・施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり維持管理が容易となる構造とすること。
- ・機能的、構造的に災害に強い施設とすること。

- ・建物内は禁煙とする。屋外に受動喫煙防止対策を踏まえた喫煙所（屋根付き）を設置すること。（会葬者用、職員用を別々に設置すること。）
- ・開口部については、事業範囲が属する地域特性（局地風や台風等）を考慮すること。

イ 建物の構造

（ア）耐震性能

施設の耐震性能については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説の次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

（イ）施設の耐用年数

耐久性能を65年程度とする。

十分な機能を維持できるよう、合理的な長期修繕計画を作成し、施設の維持、保全に必要な資料を提出すること。

（ウ）地盤状況に係る要件

計画地は一部アスファルト片やコンクリート片も混じっているため、基礎形式や地盤改良等の工法選定及び施工方法については十分留意すること。添付資料である地質調査資料からの想定以上のアスファルト片やコンクリート片が出てきた場合の費用負担に関しては協議とする。

ウ 仕上げ計画

- ・仕上げ材料、仕様は、建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、故人の新たな旅立ちの場としての相応しさに十分留意すること。また、塩害対策についても十分に考慮すること。

- ・清掃や管理が容易なものとなるよう計画すること。

- ・内外装については、断熱方法等を十分検討すると共に建物の耐久性を高めるよう計画すること。

- ・施設案内板や室名札等のサイン表示は、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成に相応しい文字の大きさ、書体、色彩に配慮した計画とすること。

なお、市は2カ国（日本語、英語）表示を標準としている。

- ・エントランスホール、告別・収骨室、待合ホール（ロビー）、待合室、トイレ等、多数の人が利用する場所の仕上げは、質感のある材料を使用し、床は対滑性能等に配慮した加工を施すなど留意すること。

- ・エントランスホールや待合室など主要な室には、地域特性を生かした仕上げを計画すること。

- ・告別・収骨室は、華美な装飾を避けた仕上げとすること。
- ・建物壁面サインに関しては、県道8号糸井比具志川線から見えない配置とし、ファサードデザインは見る人への心理的影響に配慮したものとすること。

工 施設概要

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。通路及び廊下・階段、昇降機等、トイレ、倉庫は各施設ゾーンに必要な機能をそれぞれ利用しやすいように配置するとともに、詳細については建築事業者からの提案とする。

(ア) 外部施設ゾーン

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ部（靈柩車、マイクロバス、タクシー等の車寄せ部分、業者用等目的別に整備） ・駐車場部 ・排水設備（雨水、汚水・雑排水） ・植栽、塀などの外構 |
|---|

① アプローチ部（靈柩車、マイクロバス、タクシー等の車寄せ部分）

- ・靈柩車、マイクロバス、タクシー等が横付けできる乗降スペースとすること。
- ・降雨時に乗降がスムーズにできること。
- ・降雨時に会葬者及び柩が濡れることがないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。庇は設置することとし、高さは大型バスの寄り付きにも配慮すること。なお、大きさについては建築事業者の提案とする。
- ・複数来場時の乗降に支障のないスペースを確保すること。

② 駐車場

- ・普通車は、遺族・会葬者用、業務関係者用として49台以上（うち車椅子使用者用として2台以上）、マイクロバスは2台以上の駐車スペースを整備すること。また、より多くの駐車台数が計画できるような提案も行うこと。

なお、市は車椅子使用者用駐車スペースに「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」を導入する予定である。

- ・1台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線は、わかりやすく、利用しやすい計画とすること。

③ 排水設備

- ・地盤の沈下により排水勾配の緩い場所の排水勾配が逆勾配になったり、損壊したりしないよう整備すること。

(イ) 火葬部門：火葬ゾーン

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・告別・収骨室 ・炉前ホール 等 |
|---|

- ・火葬ゾーン各室の配置、規模等については、会葬者の想定数を踏まえたうえで、建築事業者の提案とする。

- ・火葬集中日においても、会葬者の交錯が極力避けられること。

① 告別・収骨室

- ・告別室と収骨室は一室型とする。
- ・遺族と会葬者が柩を囲み最後の見送りができること。
- ・2室計画すること。
- ・読経等による他の葬列への影響を考慮して計画すること。
- ・遺影台、焼香台等を設置すること。ただし、収骨の際には焼香台は会葬者の邪魔にならないようにすること。形式等は建築事業者の提案に委ねる。
- ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講ずること。
- ・遺族、近親者が安全に個別に収骨を行えること。
- ・だれもが利用しやすいように配慮し、座席を用意すること。ただし、収骨の際には会葬者の邪魔とならないようにすること。形式等は建築事業者の提案に委ねる。
- ・清潔を旨とし、微細粉、臭気の付着防止に十分な対策を講ずること。

② 炉前ホール

- ・火葬炉5炉に対応する広さとすること。
- ・炉前台を設置すること。ただし、柩運搬車や会葬者の動線の邪魔とならないようにすること。形式等は建築事業者の提案に委ねる。
- ・遺族が棺の炉入れを見送ることができること。
- ・炉の化粧扉の仕上げは、室内意匠と調和させること。
- ・必要な案内表示を行うこと。
- ・だれもが利用しやすいように配慮し、座席を用意すること。ただし、柩運搬車や会葬者の動線の邪魔とならないようにすること。形式等は建築事業者の提案に委ねる。
- ・清潔を旨とし、微細粉、臭気の付着防止に十分な対策を講ずること。

③ その他

- ・その他、当該ゾーンで必要となる室がある場合は建築事業者の提案による。

(ウ) 火葬部門：火葬作業ゾーン

・炉作業室　・中央監視室　・灰処理室　・灰貯蔵室　等

- ・炉作業室や中央監視室、その他の火葬作業ゾーン諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。
- ・換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。
- ・各室の配置、規模等については建築事業者の提案とする。

① 炉作業室

- ・メンテナンスが適切、容易に行える火葬炉及び付属機器の配置とすること。

- ・排気筒は、周辺から見えないよう景観に配慮すること。

② 中央監視室

- ・運営時やメンテナンス時に集中的な監視が行えるよう、適切な位置に配置すること。また、監視機器類が余裕を持って配置できる計画とすること。
- ・モニターだけでなく、目視においても炉室等が確認できる計画とすること。

③ 灰処理室、灰貯蔵室

- ・集積した残骨灰、集じん灰の処理及び一時的な保管を行う室として、業務運営を考慮した配置、規模、設備等を計画すること。
- ・残骨灰等の排出作業が、会葬者に見えない計画とすること。

④ その他

- ・その他、当該ゾーンで必要となる室がある場合には建築事業者の提案による。

(エ) 待合部門

- | | | | |
|--------------|------|----------|-----|
| ・待合ホール（ロビー） | ・待合室 | ・トイレ/給湯室 | ・和室 |
| ・授乳/キッズルーム 等 | | | |

- ・気持ちを落ち着かせ、和らげる雰囲気を創出することが求められるため、窓からの景観や外部からの視線、遮音について十分に配慮すること。
- ・各室の配置は、建築事業者の提案による。

① 待合ホール（ロビー）

- ・会葬者に対応できる計画とすること。
- ・4人/セット程度のソファ・テーブルセットが、6セット（24席）以上レイアウトできるゆとりを持った空間とすること。
- ・テレビ等の設置スペースを計画すること。
- ・授乳室及びキッズルームを近傍に設置すること。

② 待合室

- ・1室40人程度の利用を想定すること。
- ・室数は4室とし、各室の仕様は統一すること。ただし、その内2室に関しては移動間仕切り壁で1室として使用できること。なお、移動間仕切り壁の遮音性能に留意すること。
- ・各室には和室コーナーを設けること。
- ・形式は和洋室が望ましい。

③ トイレ／給湯室

- ・男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレを必要数計画すること。

- ・多機能トイレは、機能分散を考慮し、オストメイト対応設備、多機能シート、フィッティングボード等の設置など多様性のある構成に配慮すること。
- ・大便器は、温水洗净式暖房便座とし、洗净はセンサースイッチ若しくはボタンスイッチとすること。
- ・トイレには、非常用ブザー、手すり、ハンドドライヤー、ベビーシートやベビーチェア等を設置すること。
- ・女子トイレには、擬音装置を設置すること。
- ・各ブースには手すりを設置すること。
- ・各部門に必要に応じて給湯室を計画すること。

④ 授乳室/キッズルーム（コーナー）

- ・授乳室には、流し台、ベビーベッド等を備えること。
- ・キッズルーム（コーナー）は室として計画する場合、容易に内部が監視できる仕様とすること。
- ・建具や内部仕上げは、利用者の安全に配慮した仕様とすること。

⑤ その他

- ・その他、当該ゾーンで必要となる室がある場合には建築事業者の提案による。

(a) 自動販売機コーナー

- ・自動販売機コーナーを必要な場所に計画すること。なお、カップ式自動販売機に対応した設備を設けること。
- ・商品搬入車の経路、バックヤードが会葬者から見えないように配慮すること。

(才) 管理部門

- | | | | | |
|------------|-----|------|--------|---|
| ・エントランスホール | ・受付 | ・事務室 | ・各種設備室 | 等 |
|------------|-----|------|--------|---|
- ・良好な執務環境の確保、作業効率向上のため、コンパクトな動線計画、遮音性が高い快適な執務環境の創出、ゆとりのある作業スペースとして計画すること。
 - ・管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、建築事業者の提案とする。

① エントランスホール（風除室共）

- ・遺族、会葬者に施設の印象を決定づける重要な場所であることから、機能性のみでなく、遺族、会葬者の心情に配慮し、落ち着いた雰囲気、ゆとりややすらぎのある空間として品格を備えるよう、室内意匠等に工夫をこらして計画すること。
- ・一時的に多数の会葬者が集中することを考慮した広さとすること。
- ・天井の高さ等を工夫すること。
- ・会葬者にわかりやすい案内表示を行うこと。

- ・風除室を設け、快適性及び省エネルギー性を確保すること。
- ・だれもが利用しやすいように配慮すること。
- ・事業範囲が属する地域特性（局地風や台風等）を考慮すること。

② 事務室／受付

- ・火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬証明となる火葬許可証の交付等を行うため、利便性のよい位置に設けること。
- ・受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。

③ その他

- ・その他、当該部門で必要となる室がある場合には建築事業者の提案による。

(a) 会議室

- ・12人程度の会議を行うことができる広さの会議室を計画すること。

(b) 休憩室、更衣室等

- ・10人程度が食事、休憩する休憩室を計画すること。
- ・職員用更衣室（洗面台等含む）、職員用トイレを男女別に計画すること。
- ・ユニットシャワー（0812 タイプ）及び洗濯機パン等を男女別に利用しやすい場所に設置すること。
- ・給湯室（流し台、コンロ）を設置すること。

(c) 受変電設備室

- ・必要に応じて受変電設備を設置する室を整備すること。

(d) 自家発電機室

- ・必要に応じて自家発電機を設置する室を整備すること。

(e) 空調機械室

- ・空調・換気設備を設置する機械室を整備すること。

（力） その他

- ・通路及び廊下、階段、昇降機等

・通路及び廊下、階段、昇降機等を必要に応じて適切な位置に計画すること。なお、管理用のみの昇降機の設置は不要とする。

（4）建築付帯設備要件

ア 基本要件

- ・関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備はすべて整備すること。

- ・維持管理上の作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギーと環境負荷低減の対策を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・だれもが安全に使用できる仕様とすること。
- ・非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ・維持管理及び更新が行いやすいよう、大型扉やマシンハッチなどを設置すること。
- ・配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。
- ・配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ・ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類・機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質とし、必要なスペースを確保すること。
- ・塩害対策について十分に考慮すること。

イ 電気設備

(ア) 電灯設備

- ・照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備を設置すること。
- ・照明器具、コンセント等、適した数を設置すること。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・省エネルギー型器具（LED等）の採用を積極的に行うこと。
- ・吹抜等高所にある器具に関しては、高寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に保守管理ができること。
- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室で中央管理ができること。

(イ) 動力設備

- ・ボイラ、空調機、ポンプ類、火葬炉設備等、必要な設備に電源を供給すること。
- ・動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は中央監視室、または事務室で受信できるようにし、各動力制御は中央監視室、または事務室で中央管理できるようにすることが望ましい。
- ・高調波対策に留意すること。

(ウ) 雷保護設備

- ・雷保護設備については、法的に避雷針が不要な場合でも、雷サージ保護デバイス（SPD）の設置は行うこと。

(エ) 受変電設備

- ・受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
- ・保守点検、維持管理が容易となるように設置すること。
- ・電気事業法など関係法令等を遵守すること。
- ・高压受電とすること。

(オ) 静止型電源設備

- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を検討すること。
- ・建築事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

(カ) 発電設備

- ・災害時等にインフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できる設備とすること。
- ・発電装置の仕様は、火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が稼働可能な負荷容量を備えたものとし、非常時用の燃料は3日間（5炉×4件／日×3日間=60件）火葬業務が可能な容量とし、機器仕様及び台数等は建築事業者の提案による。なお、常備する燃料は14日分（5炉×2件／日×14日間=140件）を付加した貯蔵量とすること。

(キ) 太陽光発電設備

- ・自家消費用として、施設屋上に太陽電池容量30kW以上の太陽光発電設備を設置すること。ただし、施設の保守点検、清掃、維持管理に必要なスペースは確保すること。
- ・発電量及び消費電力が事務室及びエントランスホールで確認できるようにモニター等を設置すること。

(ク) 構内情報通信網設備

- ・運営支援システムに適したLAN設備を館内に整備すること。
- ・将来的な無線LAN設備の整備に対応できるように空配管等を整備すること。原則会葬者が利用する室を対象とし、必要な個所に設置すること。

(ケ) 構内交換（電話）設備

- ・内線電話機能を有する電話設備を各居室に設置すること。

- ・引回線数に応じた空配管を整備すること。

(コ) 情報表示（時計）設備

- ・事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。

(サ) 拡声設備

- ・関係法令等による設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- ・避難等のための放送設備として非常放送設備を設置し、自動火災報知設備と連動した設備とすること。
- ・BGMの実施等についても対応した設備とすること。

(シ) 誘導支援設備

- ・昇降機、トイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。また、事務室への移報・表示を行うこと。

(ス) テレビ受信設備

- ・地上デジタルテレビ放送が視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。

(セ) テレビ電波障害防除設備

- ・建築事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、建築事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

(ソ) 監視カメラ設備

- ・防犯用及び火葬炉監視用に必要な数を設置すること。
- ・設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
- ・監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。

(タ) 防犯設備

- ・施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、管理上必要な門扉、柵等を設置すること。
- ・その他、監視設備（前項「監視カメラ設備」を含む）、機械警備用空配管等を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案とする。

(チ) 自動火災報知設備

- ・関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。

(ツ) 中央監視制御設備

- ・中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は中央監視室で、空調設備、昇降機等の監視、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことができる設備を設置すること。
- ・監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。

(テ) 計量設備

- ・適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。
- ・自動販売機に使用する光熱水費を別途計量できるようにすること。

ウ 機械設備

(ア) 空気調和設備

- ・快適環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- ・空気調和設備は、熱環境、室内環境及び環境保全性が図られるよう設置すること。
- ・空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- ・空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持の機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案とする。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。

(イ) 換気設備

- ・各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は建築事業者の提案とする。
- ・告別・収骨室その他建築事業者が必要と判断する箇所は、換気量の設定や脱臭設備などを考慮すること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また騒音についても十分考慮し、対策を施すこと。

(ウ) 排煙設備

- ・排煙は自然排煙を原則とする。なお、必要に応じ機械排煙の採用も可とする。

(エ) 衛生器具設備

- ・だれもが使い易い器具とすること。また、自動水栓等の節水型の器具を採用すること。

(才) 給水設備

- ・建築事業者は給水本管の延伸工事から整備すること。事業範囲への引き込み以降は、受水槽及び加圧給水ポンプユニット等を設置するなど適切なシステムにて建物内・外（外構等）に給水すること。

(力) 給湯設備

- ・必要温度及び必要量の湯を必要圧力で衛生的に供給できるものにすること。
- ・配管材料は、一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）にすること。

(キ) 排水設備

- ・滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できること。

(ク) 凈化槽設備

- ・関係法令に準じて合併処理浄化槽を設置すること。

(ケ) 消火設備

- ・消防法等の規定に基づいて消火設備を設置すること。

(コ) 燃料保管設備

- ・関係法令等を遵守した設備とすること。

(5) 設計業務

ア 業務の対象

各種関係法令を遵守し、本要求水準書、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）、事業者提案等に基づいた、本施設を整備するために必要な一切の設計業務。

イ 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

ウ 設計内容の協議等

市は、事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、隨時、報告を求めることができる。設計は、契約時の要求水準書及び事業者提案等を基に、市と十分に協議を行い、実施すること。

エ 進捗状況の管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

オ 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）にて定める。

カ 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、以下に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。全ての電子ファイル一式を提出すること。図面データは dxf 形式とし、その他データ形式については協議によるものとする。

実施設計図書等の納期については、令和 7 年 8 月までを原則とするが、やむを得ない場合は協議とする。ただし、本事業の事業期間内で調整する場合に限る。

なお、市に対し設計図書に関する著作物の利用を許諾することとする。

(ア) 基本設計終了時

- ① 設計図
- ② 基本設計説明書（概略構造計算書、設備諸元表を含む）
- ③ 基本設計説明書（概要版）
- ④ 工程表
- ⑤ 什器備品リスト（仕様及び姿図（写真）が分かるもの）
- ⑥ 工事費概算書
- ⑦ 見積関係資料
- ⑧ 関係官庁・関係機関届出等関係図書
- ⑨ パース
- ⑩ その他必要資料

(イ) 実施設計終了時

- ① 設計業務完了届
- ② 設計図（縮小版含む）
- ③ 実施設計説明書（基本設計説明書を元に実施設計の結果を反映付加する。）
- ④ 実施設計説明書（概要版）
- ⑤ 工事費内訳書
- ⑥ 数量調書
- ⑦ 設計計算書（構造・設備他）
- ⑧ 什器備品リスト（仕様及び姿図（写真）が分かるもの）
- ⑨ 建築許可申請書類（省エネ、景観、消防等含む）
- ⑩ 建築確認申請等関係図書
- ⑪ 地質調査資料
- ⑫ パース
- ⑬ その他必要資料

*⑪に関しては建築事業者で独自に調査した場合に限る。

キ 留意事項

- ・建築事業者は、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）に基づき、着手届、業務工程表、管理技術者等通知書及び完了通知書を提出すること。
- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進めるために十分な内容とすること。
- ・基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- ・工事費内訳明細書は、市が事業を執行するための官庁積算をするうえで、十分な内容とすること。
- ・施設の管理運営を円滑に行うために必要な業務内容、職員の人員配置計画を提案すること。
- ・本事業に必要な法的手続き等は、建築事業者の責任により行う。
- ・ボーリング調査は、事前に市において実施しており、建築事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、建築事業者が設計業務において、必要だと考える追加調査については、建築事業者の負担で実施すること。

(6) 建設業務

ア 業務の対象

各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、建設工事（設計・建設）請負契約書（案）、設計図書、建築事業者提案等に基づいた、建設に係る一切の業務。

イ 基本要件

- ・整備期間中の建設工事に伴い、騒音、振動、悪臭、粉じん発生、濁水の発生、交通渋滞等、周辺生活環境及び隣接する火葬場並びに葬祭場の事業活動に支障が生ずる恐れがないよう必要な対策を講じ、工事説明会を実施すること。対象とする範囲及び実施する回数及び時期については市と協議すること。
- ・整備期間中に第三者に及ぼした損害は、建築事業者が責任を負うものとする。

ウ 着工前の業務

(ア) 準備調査等

- ・着工に先立ち、必要な準備は建築事業者が行うこと。

(イ) 書類の提出

- ・建築事業者は、建設工事着手前に詳細工程表を含む「総合施工計画書」を作成し、下記の書類とともに市に提出すること。市への提出に際しては、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告すること。
- ・下記の提出書類については、施設全体としてまとめるように火葬炉設備事業者と調整すること。

① 工事実施体制

② 工事着工届

③ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）

④ 下請業者一覧表（ただし、着工後に契約したものについては隨時提出すること）

⑤ 仮設計画書

⑥ 工事記録写真撮影計画書

⑦ 主要施工計画書

⑧ 主要資機材一覧表

⑨ その他必要となる書類・データ類（CD-R）

⑩ 施工体制台帳（ただし、着工後に契約したものについては隨時提出すること。）

エ 整備期間中の業務

(ア) 建設工事

- ・建築事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立会うことができる。また、工事現場での施工状況の確認は隨時行うことができる。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- ・道路等に損傷を与えないよう留意し、工事に際し汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・整備期間中は、火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。

オ 完成後の業務

(ア) 検査及び完成確認

検査及び完成確認は、本施設については次の規定により実施する。

① 建築事業者による完成検査

- ・建築事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。

- ・完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施について、事前に市に書面で通知すること。
- ・市は、建築事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転検査等に立会うことができる。
- ・建築事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転検査等の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

② 市監督員による完成確認

- ・市は、事業者による完成検査、機器・器具の試運転検査等、法令に基づく完成検査等の終了後、本施設について完成確認を実施する。
- ・市は、建築事業者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- ・市の完成確認は市所定の監督員が行う。監督員については、うるま市契約規則(平成19年うるま市規則第9号)第19条の規定及び「うるま市工事監督規程」による。

③ 市検査員による完成検査

- ・市は、稼働後性能試験結果が要求水準書に定める性能を満足することが確認された後、完成検査を実施する。
- ・完成検査の実施については、「うるま市工事検査規程」による。

④ 市検査員による中間技術検査

- ・市は、必要に応じて整備工事中に中間技術検査を実施する。
- ・中間技術検査の実施については、「うるま市工事検査規程」による。

(イ) 完成図書の提出

建築事業者は、以下に示された完成図書を市に提出すること。なお、これらの図書の保管場所を本施設内に確保すること。

- ① 工事完了届
- ② 保証書、同一覧表
- ③ 鍵引渡し書（鍵番号一覧表共）
- ④ メーカーリスト（建築版、設備版、什器・備品版）
- ⑤ 設備機器仕様・規格・取扱説明一覧表
- ⑥ 協力（下請）業者一覧表
- ⑦ 官公庁関係書類、同一覧表
- ⑧ 予備品リスト
- ⑨ 鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）
- ⑩ 設備機器仕様書・規格書
- ⑪ 取扱説明書
- ⑫ 工事記録写真（工事用アルバム形式）

- ⑬ 建築物等の利用に関する説明書
- ⑭ 竣工写真（アルバム形式）
- ⑮ 竣工図(建築、電気設備、機械設備、給排水衛生設備、什器)
- ⑯ 施工図(一式)
- ⑰ データ類(CD-R)
- ⑱ その他必要となる書類

また、建物登記等の関連手続 市が建物登記を行う場合、事業者は、必要に応じて協力すること。なお、登記にかかる 費用は市が負担する。

上記の提出書類については、施設全体としてまとめるように火葬炉設備事業者と調整すること。

カ 各種申請及び資格者の配置

- ・工事に伴う許認可等の各種申請等は、事業者の責任において行うこと。ただし、市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力をを行う。
- ・工事に伴い必要となる有資格者は、関係法令等に則り適切に配置すること。

(7) 工事監理業務

- ・事業者は、「沖縄県土木建築部 建築工事監理業務委託共通仕様書」により、工事監理を行うこと。

(8) 備品等整備業務

- ・本事業で設置する備品は、「資料5 事業者が設置する火葬備品等一覧」を要求水準とする。建築事業者は、一覧に示す備品の他に、斎場運営で必要な備品等を提案すること。
- ・備品の設置及び整備を整備期間中に実施すること。

(9) 施設に係る環境保全等対策業務

ア 基本要件

建築事業者は、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種の必要とされる環境基準等を満足する施設を整備すること。

イ 周辺生活環境の保全に係る基準

本施設は、次の基準を遵守すること。なお、これらの基準が施設の稼働期間中遵守されるよう、施設整備段階、運転支援及び性能試験業務段階で十分な性能確認を行い整備すること。

(ア) 排気ガスに係る排出基準

排気ガスについては、次頁に掲げる上限値以下とする。

< 1 排気筒の上限値 >

規制物質	上限値
ダイオキシン類濃度	1.0ng-TEQ/Nm ³
ばいじん	0.01g/Nm ³
硫黄酸化物	30ppmかつK値6.0
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm
一酸化炭素	30ppm以下

※上限値は酸素濃度 12%換算値（1工程の平均値）とする。

(イ) 悪臭に係る基準

事業区域は悪臭防止法に基づく規制があり、「うるま市公害防止条例及び規則」では、規制地域（C区域）に含まれており、悪臭原因物の許容限度（臭気指数）は21と規制されている。

敷地境界線の地表における悪臭対策を行う。

(ウ) 騒音に係る基準

事業区域は「うるま市公害防止条例及び規則」における、騒音規制法に基づく規制区域に該当しないが、火葬場マニュアル*の数値を規制値として採用する。

規制値は次頁のとおりとなる。

<騒音規制値>

項目		公害防止目標値
騒音	作業室内	70dB(A)以下(1炉稼動時)
		80dB(A)以下(全炉稼動時)
	炉前ホール	60dB(A)以下(全炉稼動時)
	敷地境界	50dB(A)以下(全炉稼動時)

*火葬場マニュアル：「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-」日本環境斎苑協会

平成30年8月

(エ) 振動に係る基準

事業区域は「うるま市公害防止条例及び規則」における、振動規制法に基づく規制区域に該当しておらず、火葬場マニュアルにおいても公害防止目標値は設定されていないため、振動に関する規制は設けない。

(オ) 排出灰に係る基準（残骨灰・集じん灰）

- ・ダイオキシン類 3ng-TEQ/ N m³以下

(力) 留意事項

周辺生活環境の保全に係る基準については、事業者において関係法令等を確認すること。事業の実施にあたっては、周辺生活環境に支障が生ずる恐れがないよう必要な対策を講ずること。

(10) 整備事業に係る各種許認可等申請

- ・本事業を実施する上で、関係法令などで必要な許認可等申請は、建築事業者において本事業の実施に支障が生じないよう、適切に行うこと。
- ・建築事業者は、市が本事業を実施するうえで必要な許認可等申請を行う場合は、必要な協力をすること。

(11) 外構整備業務

- ・構内道路、駐車場の整備に加え、事業区域内の法面の修景等を行うこと。

(12) 本事業の建設期間中における事業用地の切盛土部分及び周辺のモニタリング

- ・毎日の作業前作業後に、造成工事後の地盤の変動観測を行い、記録を行うこと。
- ・観測において著しい変動を確認した場合には、作業を中止し速やかに市に報告を行い、市の指示に従うこと。

(13) 本事業実施期間中の保険

ア 建築事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）などを対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険、火災保険、組立保険などに加入し、その証書の写しを本市に提出すること。建設工事保険の保険金額は、本工事の契約若しくは本工事の契約額のうち、本市が施工業務に掛かる費用であると認めた金額を保証できるものとすること。

イ 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1か月以内に加入を証明する書類を提出すること。

ウ 建設企業については、建設業退職金共済制度に加入すること。

エ 保険期間は、工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。また、工事保険などに必要な一切の費用は、事業者の負担とする。